

# 労働法最前線

—企業人事の視点から見る労働法動向

世澤法律事務所 陳軼凡 監修

## 労働組合経費徴収の地方動向

### 第60回

2013年4月11日、広東省総労働組合、広東省地方税務局および中国人民銀行広州分行(支店)は、粵工総(2013)63号「広東省労働組合経費徴収管理暫定弁法」(以下「暫行弁法」という)を發布し、本暫定弁法は2013年7月1日より施行されました。

### 1. 法律解説

#### (1)「暫定弁法」の効力等級と強制執行力

主管機関である広東省総労働組合が社会団体法人として發布した「暫定弁法」は、単に広東省総労働組合の政策性文書にすぎません。広東省地方税務局と中国人民銀行広州分行が發布した文書も地方規範性文書にすぎず、効力等級が相対的に低いいため、強制執行力があるか疑いがあります。

#### (2)労働組合の結成準備金の適法性と納付強制力

「労働組合法」第42条は、労働組合経費の発生源として、労働組合組織を結成していない企業などが納付した準備金を含めておらず、「労働組合法」のいかなる条文も、上級労働組合に準備金を徴収する権限を与えていません。

『広東省「中華人民共和国労働組合法」実施弁法』(以下、「広東実施弁法」という)第24条および関連する労働組合文書は準備金について規定を設けていますが、企業などが労働組合の結成準備組織を設立した日より準備金を納付するよう規定しているにすぎず、労働組合を結成する予定のない企業などは、準備金を納付する法定義務がありません。

よって、「暫定弁法」が、開業または設立から満6カ月経ってもなお労働組合を結成していない企業などは、労働組合結成準備基金を納付する義務があると規定したことが議論を呼んでいます。

#### (3)労働組合経費の代理徴収について

「暫定弁法」によると、地方税務機関による代理徴収を明確に排除する場合を除き、納付単位は必ず地方税務機関を通じて労働組合経費を納付しなければなりません。

ところが、「国家税務総局による税務機関の代理徴収項目管理強化に関する通知」(国税発【2005】160号)によると、税務機関は法律法規が規定した、または認可権限を与えた行政事業性徴収項目のみ代理徴収できると規定されており、労働組合経費が行政事業性徴収項目に属する場合は、なおも議論があります。

よって、税務機関が労働組合経費を代理徴収することには、明確な法的根拠がありません。また、企業が税務機関を通さず労働組合経費を納付した場合、法的

にどのような結果となるか、「暫定弁法」には明確に規定されていません。

### 2. 実務上のアドバイス

「暫定弁法」は効力において疑問の声があるものの、企業としては、実務の過程で下記を実施することを提案します。

(1)当地の上級労働組合と積極的に連絡を取り、以下を確認する。

a. 準備金の納付は労働組合を結成していない企業の法定義務か。

b. 法定義務である場合、いつから準備金を納付する必要があるか。

c. 必ず税務機関を通じて労働組合経費、準備金を納付しなければならないか。遵守執行しない場合、どのような処罰を受けるか。

(2)当地の地方税務機関と積極的に連絡を取り、以下を確認する。

a. 上級労働組合に労働組合経費、準備金を直接納付することができるか。

b. 地方税務機関を通さずに納付した場合、企業はどのような処罰を受ける可能性があるか。

#### <筆者紹介>

世澤法律事務所

陳軼凡、盧偉、紀樺、殷利華、王娜、紀悦穎、朱譽鳴、許文実

世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で顧客に法律サービスを提供しています。

主な業務分野は、外商直接投資およびM & A、企業日常法務、労働問題、不正競争・独占禁止、知的財産権、債権回収、訴訟および仲裁、会社の解散・清算および破産などが挙げられます。

Web: [www.broadbright.com](http://www.broadbright.com)

E-mail: [broadbright@broadbright.com](mailto:broadbright@broadbright.com)

#### 【北京本部】

Add: 建外大街永安東里16号 CBD 国際ビル701室

Tel: 010-8513-1818、010-8513-1800(日本語専用)

#### 【上海支所】

Add: 淮海中路93号大上海時代広場1109室

Tel: 021-5386-1618、021-5386-1109(日本語専用)